士別市
URL http://www.city.shibetsu.lg.jp
北海道士別市東6条4丁目1番地

転入【手続きチェックリスト】

開庁時間　8時30分～17時15分（土曜･日曜･祝日、年末年始を除く）

【重要なお知らせ】
令和８年１０月１日から、**市役所の窓口対応時間の短縮を試行します。**
窓口対応時間　9時00分～16時30分（土曜・日曜・祝日、年末年始を除く）

各種証明書の請求にはオンライン申請が便利です！ぜひご利用ください！

スマートフォンから２４時間申請することができ、証明書は後日、自宅に届きます。（申請日の翌営業日に市役所から発送します。）

必要なもの　・マイナンバーカード　・クレジットカード

【市HP　「住民票・戸籍証明書などのオンライン申請」】

・住民票　・印鑑登録証明書
・全部事項証明（戸籍謄本）　・個人事項証明（戸籍抄本）
・戸籍の附票　・身分証明書　・独身証明書

その他、各種証明書、オンライン申請が可能な手続きは市ＨＰをご確認ください。

【市HP　「行政手続オンライン申請サービス一覧」】

【出張所、支所】

上士別出張所	上士別町16線南2番地	☎0165-24-2207
多寄出張所	多寄町36線西4番地	☎0165-26-2004
温根別出張所	温根別町南1線6340番地	☎0165-27-2324
朝日支所	朝日町中央4040番地	☎0165-28-2121

※一部の手続きについて、出張所で受付できないものがあります。


「さほっちファミリー」

【下記の証明書は市立士別図書館の窓口でも発行できます。】

市立士別図書館　士別市西1条8丁目　士別駅前　☎0165-29-2153
開館時間　10時00分～18時00分
※土日も発行可能ですが、図書館の休館日等発行できない場合もあります。事前にご確認ください。

・住民票（除住民票・マイナンバー付の住民票は発行できません）
・現在の戸籍謄・抄本（全部・個人事項証明書）（除籍、改製原戸籍は発行できません）
・印鑑証明書（印鑑登録、改印はできません）

□市役所本庁舎での手続き（１階窓口）

窓口番号	窓口名	項目	内容・手続き	●手続きに必要なもの	確認欄	連絡先 市外局番（0165）
1	住民票・戸籍証明	□転入届	お引越の日から14日以内に行ってください。	●転出証明書 （マイナンバーカードをお持ちの方は、転出証明書が交付されていない場合があります。） ●外国人の方は「在留カード」または「特別永住者証明書」 ●国外からの転入の方は「パスポート」		市　民　課 戸籍住民係 ☎26-7577
		□マイナンバーカード	カード継続利用の手続きが必要です。引越後90日以内に手続きを行ってください。（超えた場合は、カードが失効します。）	●マイナンバーカード ●カードの暗証番号（数字４桁、英数字６桁以上など）		
		□印鑑登録	必要な方は新たに登録が必要です。	●登録する印鑑		
2	国保・後期高齢者・年金・医療費助成のこと	□国民健康保険	国民健康保険に加入される方は手続きが必要です。 （国保税のお支払いは、原則口座振替としています。）	●特定同一世帯所属証明書 （前住所地で発行された方） ●旧被保険者異動連絡票 （前住所地で発行された方） ●銀行口座のお届け印 ●銀行口座のわかるもの		市　民　課 給付年金係 ☎26-7703
		□後期高齢者医療保険	道外から転入された方は後期高齢者医療保険加入の手続きが必要です。	●負担区分証明書（前住所地で発行されたもの） ※資格確認書をお持ちの方は、後日、新しい資格確認書が郵送されます。		
			保険料の口座振替を希望される方は手続きが必要です。（転入された年度の保険料は、納付書で支払いとなります。）	●銀行口座のお届け印 ●銀行口座のわかるもの		
		□国民年金	国外から転入された60歳未満の方は、国民年金加入の手続きが必要です。（第２号、第３号被保険者の場合は、必要ありません。）	●国民年金保険料の支払い方法や、免除申請の有無により必要なものが異なりますので、医療年金係までお問い合わせください。		
		□重度心身障がい者医療費助成	下記の手帳を所持している方は医療費助成を受けるための申請手続きが必要です。（所得制限があります。） ○身体障害者手帳「１級」「２級」または「３級の内部障害」 ○療育手帳「Ａ判定」 ○精神手帳「１級」	●所持している手帳 ●対象者の資格確認書等 ●前年中の所得がわかるもの（７月までは前々年中）※世帯や扶養の状況により必要な方が異なりますので、医療年金係までお問い合わせください。		
		□ひとり親家庭等医療費助成	下記の方は医療費助成を受けるための申請手続きが必要です。（所得制限があります。） ○18歳未満の児童と、20歳未満の学生または無職等の児童 ○児童を扶養・監護している母または父	●対象者の資格確認書等 ●母または父の前年中の所得がわかるもの（７月までは前々年中） ●18歳以上の学生の方は、学生証か在学証明書		
		□子ども医療費助成	高校生年代までの方は医療費助成を受けるための申請が必要です。	●対象者の資格確認書等 ●生計維持者の前年中の所得がわかるもの（７月までは前々年中）		

窓口番号	窓口名	項目	内容・手続き	●手続きに必要なもの	確認欄	連絡先 市外局番（0165）
4	市税証明・税金のこと	□原付バイク（125cc以下）小型特殊自動車（農耕用含む）の届出	前住所地でナンバー交付を受けた車両をお持ちの方は住所変更が必要です。	●前住所地で発行された廃車申告受付書または前住所地で交付を受けたナンバー		税務課 市民税係 ☎26-7720
		□市税の口座振替	市税の口座振替を希望される方は手続きが必要です。	●銀行口座のお届け印 ●銀行口座のわかるもの		税務課 納税係 ☎26-7718
5	上下水道・市営住宅・建築確認のこと	□上下水道	水道の使用開始・名義変更の手続きが必要です。	※水道の使用開始等の手続きは、転入前に電話でも手続き可能です。手続きに必要なものはありません。		上下水道局経営料金係 ☎26-7725
			料金軽減を希望される方は申し込みが必要です。	●課税状況等一定の条件により軽減の対象となる場合がありますので、担当までお問い合せください。		
		□公営住宅	公営住宅に入居を希望される方は手続きが必要です。（申し込みにはいくつか条件があります。詳しくは住宅係までお問い合わせください。）	●収入のわかるもの ●障害者手帳等（お持ちの方）		建築課 住宅係 ☎26-7726
			公営住宅に同居者が転入される場合は手続きが必要です。（収入状況等により承認できない場合があります。詳しくは住宅係へお問い合わせください。）	●収入のわかるもの ●障害者手帳等（お持ちの方） ●印鑑		
6	生活支援・障がい福祉のこと	□身体障害者手帳 □療育手帳 □精神障害者保健福祉手帳	各種手帳をお持ちの方は、住所変更の手続きが必要です。	●各種手帳 ●本人のマイナンバーが確認できるもの		地域福祉課 地域福祉係 ☎26-7744
		□自立支援医療	更生医療、育成医療、精神通院医療を利用している方は、住所変更の手続きが必要です。	●前住所地で交付された受給者証 ●本人のマイナンバーが確認できるもの		
		□特別児童扶養手当	手当を受給されている方は、住所変更の手続きが必要です。			
		□特別障害者手当 □障害児福祉手当	手当を受給されている方は、住所変更の手続きが必要です。	●本人の銀行口座がわかるもの		
		□生活困窮者自立支援制度 □生活保護	生活の困りごとがあれば相談してください。	●生活支援係までお問い合わせください。		地域福祉課 生活支援係 ☎26-7743
7	介護保険、高齢者のこと	□介護保険	要介護認定を受けている方は手続きが必要です。	●介護保険受給資格証明書（前住所地で発行されたもの）		高齢者福祉課 高齢者係 ☎26-7749
			要介護認定を受けていない方	※手続きはありません。 （65歳以上の方には、保険証と保険料納付書を郵送します。）		
		□施設入所	一般住宅へ住所を移し入所する方	●介護保険受給資格証明書（前住所地で発行されたもの）		高齢者福祉課 高齢者係 ☎26-7749
			剣淵・和寒・幌加内町以外から市内のグループホームに住所を移す方	●介護保険受給資格証明書（住所地特例が適用されないため）		
			住所地特例施設（特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・有料老人ホーム・サービス付高齢者住宅）へ住所を移す方	※手続きはありません。		

窓口番号	窓口名	項目	内容・手続き	●手続きに必要なもの	確認欄	連絡先 市外局番（0165）
8	こどもの福祉のこと	□児童手当	０歳から高校生までの子どもを養育している方は、手当を受給するための申請が必要です。	●受給者名義の通帳 ●受給者、配偶者のマイナンバーが確認できるもの （公務員の方は、勤務先での手続きになります）		こども・子育て応援課 子育て支援係 ☎26-7759
		□保育所・幼稚園	利用を希望する場合は、申し込みが必要です。	●利用を希望する保育所・幼稚園または子育て支援係までお問い合わせください。		
		□児童扶養手当	ひとり親家庭の方で、前住所地で児童扶養手当を受給していた方は、住所変更等の手続きが必要です。	●受給者証（前住所地で発行されたもの）		
		□どさんこ・子育て特典カード	妊娠中の方、高校生以下の子どもがいる世帯は、協賛店舗から特典サービスを受けることができます。	※手続きに必要なものはありません。 ご希望の方は、窓口でお申し出ください。		

□市役所本庁舎での手続き場所（２階窓口）

13	畜犬・墓地のこと	□ごみ分別	ごみ分別方法の説明とごみ収集カレンダーをお渡しします。	※手続きに必要なものはありません。士別市公式アプリ「しべつ暮らしナビ」やホームページでも、ごみ収集日や分別方法が確認できます。		都市環境課 管　理　係 ☎26-7734
		□畜犬登録	犬の登録又は所在地変更の手続きが必要です。	●未登録の犬は、登録手数料３，０００円がかかります。 ●他市町村で登録済みの犬は、前所在地の市町村で交付された犬鑑札		
		□しべつ霊園 市内共同墓地	市営墓地又は市内共同墓地を使用している方は、住所変更の手続きが必要です。	●使用者の転入後の住民票 ●墓地使用許可証 ※朝日地区の共同墓地は、朝日支所で手続きしてください。		

□本庁舎以外の手続き

●教育委員会　学校教育課学務係（東５条３丁目　士別警察署隣）☎２６－７３０３

項目	内容・手続き	●手続きに必要なもの	確認欄
□小・中学校転校	小・中学生の子どもがいる方は、転校の手続きが必要です。	●住民票などの新住所が確認できもの	
□来年度小学校新一年生	新入学をむかえる児童は入学準備（健康診断等）が必要です。	●学校教育課学務係までお問い合わせください。	

●保健福祉センター（東11条５丁目　士別市立病院隣）☎２２－２４００

項目	内容・手続き	●手続きに必要なもの	確認欄
□乳幼児健康診査	０～３歳までのお子様の成長発達の確認をします。	保健福祉センターにお問い合わせまたは来所ください。 ●母子健康手帳	
□予防接種	定期予防接種の予診票をお渡しします。		
□妊産婦健康診査	妊産婦さんへ健診受診票を交付します。		
□各種健康診査 がん検診	受診を希望される方はお申し込みが必要です。	保健福祉センターにお問い合わせください。	